

熱と電気の有効利用促進事業助成金交付要綱

(制定) 令和4年9月5日付4都環公地温第1312号理事長決定

(改正) 令和5年1月31日付都環公温地第2671号

(目的)

第1条 本交付要綱は、熱と電気の有効利用促進事業実施要綱（令和4年5月26日付4環地地第40号。以下「実施要綱」という。）第5 3の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する、熱と電気の有効利用促進事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、本事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本交付要綱において使用する用語の定義は、特段の定めがある場合を除き実施要綱で使用する用語の例による。

2 本交付要綱において、助成対象設備の設置日は、当該設置に係る支払が完了した日とし、領収書その他その購入の事実を証する書類に記載された領収日を設置日とみなすものとする。

(助成対象者)

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第4 1に規定する者であって、次条に規定する助成対象事業を実施し、及び次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

一 実施要綱第4 2に規定する助成対象設備（以下「助成対象設備」という。）を設置する東京都内（以下「都内」という。）の住宅（以下「助成対象住宅」という。）に他の者が所有する部分がある場合にあつては、第4条に規定する助成対象設備を設置することについて、あらかじめ当該助成対象住宅に係る全ての所有者の承諾を得た者であること。

二 助成対象設備について、都及び公社の他の同種の助成金の交付を重複して受けていない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれかに該当するものは、助成対象者としな

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

四 過去に税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けているものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切でないと思われるもの

(助成対象事業)

- 第4条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、都内の住宅に助成対象設備を令和4年4月1日から令和7年9月30日までの間に新規に設置する事業であること。
- 2 リース事業者が助成対象事業を実施する場合にあっては、当該リース契約におけるリース料金について本助成金に相当する額の減額がなされていること。
 - 3 太陽光発電システムを設置する場合にあっては、次のいずれかの要件を満たす都内の住宅に新規に設置されたものであること。
 - ア 東京ゼロエミ住宅指針（制定 令和元年7月4日付31環地環第104号）における仕様規定（以下「東京ゼロエミ住宅仕様規定」という。）の基準を満たすエコキュートが当該太陽光発電システムと併せて導入される住宅
 - イ 省エネ型製品情報サイトに掲載されているエコキュートを令和4年9月30日までに契約又は設置済の住宅
 - ウ 東京ゼロエミ住宅仕様規定の基準を満たすハイブリッド給湯器が当該太陽光発電システムと併せて導入される住宅又は当該ハイブリッド給湯器を設置済の住宅
 - 4 当該太陽光発電システムが既存のシステムの一部として増設されたものではないこと。

（助成対象経費）

- 第5条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4 3に定めるものであって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- 一 公社が必要かつ適切と認めたもの
 - 二 第12条の規定により公社が交付決定をした日より後に、当該助成対象設備の売買契約又はリース契約を締結するもの、もしくは、第8条の規定による交付申請があった後、第12条の規定により公社が交付決定をする日より前に、当該助成対象設備の売買契約又はリース等の契約を締結し、工事に着手したものとする。なお、交付決定より前に契約もしくは工事に着手したものは、次に掲げるアからエまでを条件として助成対象経費とする。
 - ア 第8条に規定する交付申請に不備があり、その他この要綱で定める要件を満たさないために、契約もしくは工事着手の後に決定された交付決定もしくは不交付決定の内容により、損失等が生じたとしても、これらの負担は交付申請者の負担とする。
 - イ 交付決定を受ける前に、天災地変等その他公社の責に帰さない事情により交付決定ができない場合において、事前に着手したことにより生じた経費があっても、補償しないものとする。
 - ウ 交付決定もしくは不交付決定の前に、契約もしくは工事着手をしたものは、ア及びイに掲げる条件を了承したものとみなし、異議を申し立てないこと。
 - エ 予算超過が見込まれる日について公社ホームページ等で公表された場合は、その翌日以降に申請のあったものは、交付決定後に契約もしくは工事の着手するものとする。
 - 三 助成対象設備の付属機器を含む機器費及び工事費（消費税及び地方消費税の額を除く。）
太陽光発電システムにおいては、助成対象設備の設置に係る機器費及び工事費（消費税及び地方消費税の額を除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、公社が交付決定をする日より前に契約締結又は工事をしたものであっても、令和4年4月1日から同年9月30日までに契約締結又は工事をして助成対象設備を設置したもので、同年10月31日までに第8条の規定により交付の申請を行ったものについては

助成対象経費とすることができる。

- 3 一部の機器費、土地の取得に必要な経費及び当該助成対象設備の設置に直接関係のない工事費は助成対象経費としない。

(助成対象設備)

第6条 本助成金の交付対象となる助成対象設備は、実施要綱第4 2に規定するものであつて、次の各号に掲げる助成対象設備の種別に応じ、当該各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

一 太陽熱利用システム

ア 太陽熱を集熱器に集めて給湯、空調（輻射式の暖房を含む。以降同じ。）又は給湯及び空調に利用するシステムで、液体集熱式（強制循環式に限る。）又は空気集熱式によるものであること。なお、空調には輻射式の暖房を含む。

イ 集熱器が、日本産業規格の JIS A 4112 に規定する基準相当の性能を持つものとして公社が認めるものであること。

ウ 当該助成対象設備により供給される熱を、当該助成対象住宅の住居の用に供する部分で利用するものであること。

二 地中熱利用システム

ア 地中の熱を熱源として給湯、空調又は給湯及び空調に利用するシステムで、クローズドループ型で地中に埋設した地中熱交換器を使用するものであること。なお、空調には輻射式の暖房を含む。

イ 暖房時エネルギー消費効率（定格 COP 値）が 3.7 以上であること。

ウ 前号ウに掲げる要件を満たすものであること。

三 太陽光発電システム

太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）が定めるJETPvM認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（I E C）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。

(助成金の交付額)

第7条 本助成金の交付額は、実施要綱第4 4（1）、（2）及び（5）に定めるとおりとする。

なお、実施要綱第4 2（1）、（2）及び（5）のそれぞれの助成対象設備に対する交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「交付申請者」という。）は、次の表の第一欄に掲げる助成対象者の種別に応じて、同表第二欄に掲げる書類及び別表1に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請（以下「交付申請」という。）を行うものとする。

第一欄	第二欄
個人または法人である	(熱利用機器) 熱と電気の有効利用促進事業 助成金交付申請書 (個人・法人用) (別記第1号様式)

所有者	(太陽光発電システム) 熱と電気の有効利用促進事業 助成金交付申請書 (個人・法人用) (別記第1-1号様式)
個人または法人に貸与する機器貸与者	(熱利用機器) 熱と電気の有効利用促進事業 助成金交付申請書 (共同申請用) (別記第2号様式)
	(太陽光発電システム) 熱と電気の有効利用促進事業 助成金交付申請書 (共同申請用) (別記第2-1号様式)

- 2 前項の規定による申請において、貸与者が助成対象事業を行う場合にあつては、当該貸与者は、実施事業者（貸与者から助成対象設備の貸与を受け、当該助成対象設備を設置する個人又は法人をいう。次項において同じ。）と共同で申請をしなければならない。
- 3 貸与者は、第14条第2項、第16条、第17条第1項、第18条第1項及び第2項、第19条第1項、第20条第1項、第21条第1項及び第24条第2項の規定に基づき、各申請書等を公社に提出する場合についても、前項と同様に実施事業者と共同で手続を行わなければならない。

(申請の受付)

- 第9条 前条の規定による助成金の交付申請の受付期間は、令和7年3月31日までとする。ただし、天災地変その他申請者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあつては、この限りではない。
- 2 公社は、前項の規定による申請を、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、公社は、予算超過日に複数の申請があつた場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算を超えない範囲で受理するものを決定し、当該申請者に対して抽選の結果を通知する。

(手続代行者)

- 第10条 交付申請者は、第8条第1項の規定による交付申請に係る手続の代行を、第三者に対し依頼することができる。
- 2 前項の規定による依頼を受け本助成金の交付の申請に係る手続の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、第3条第2項各号に該当しないものでなければならない。
 - 3 交付申請者は、第14条第2項、第16条、第17条第1項、第18条第1項及び第2項、第19条第1項、第20条第1項、第21条第1項及び第24条第2項の規定により申請書等を公社に提出する場合についても第1項と同様に、手続代行者に手続の代行を依頼することができる。

(手続代行者の責務)

- 第11条 手続代行者は、本交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めなければならない。
- 2 手続代行者は、第34条で規定する公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により手続を行う際には、申請や手続に関する同意事項及び注意事項について、交付申請者に対して適切に説明し、内容について確認を得た上で実施するものとする。
 - 3 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者が本交付要

綱の規定に従って手続を遂行していないと認められたときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。

(助成金の交付決定)

第 12 条 公社は、本助成金の交付の申請を受理したときは、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、第 8 条第 1 項の申請を行った助成対象者に対し、第 1 項の決定において、助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（別記第 5 号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（別記第 6 号様式）により、交付申請者に対し通知するものとする。

(交付の条件)

第 13 条 公社は、前条第 1 項の規定による本助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第 2 項の規定により交付決定の通知をする助成対象者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

一 令和 7 年 9 月 30 日までに助成対象設備を設置すること。

二 第 21 条第 1 項の助成事業実績報告書の提出を同項に定める時期に行うこと。

三 助成対象設備について立地上又は構造上安全な状態が確保されていること。

また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じること。

四 助成対象機器の設置に当たっては、『太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）』に準拠するとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）」別表第十三に定める日常生活等に適用する騒音・振動の規制基準を遵守すること。

五 助成事業者は、公社の指定する者が助成対象設備の稼働状況の現地調査等を行う場合は、当該現地調査等に協力すること。

六 助成事業者は、公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に当該資料、情報等を提供すること。この場合において、助成事業者は、手続代行者に、当該資料、情報等を公社に提供させることができる。

七 助成事業者は、本交付要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第 2 項の規定により交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

八 助成事業者は、助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される補助金等を受給しないこと。

九 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、前各号に掲げる事項のほか、本交付要綱その他法令の規定を遵守すること。

2 独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出せん等の比率が 50% を超える法人にあっては、前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 補助事業の完了後、本事業の成果を検証するために必要な情報について、都又は公社から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。
 - 二 本事業及びその他住宅のエネルギー消費量削減に関する普及啓発について、又は公社から要請があった場合には、実施しなければならない。
- 3 公社は前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たり、前2項に掲げるもののほか、助成事業者に対し、本事業の目的を達成するためその他公社が必要と認める条件を付することができるものとする。

(申請の撤回)

- 第14条 助成事業者は、第12条第1項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第2項の本助成金の交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して7日以内に申請の撤回をすることができる。
- 2 助成事業者は、前項の申請の撤回をするときは、公社に対し、交付申請撤回届出書（別記第7号様式）を提出するものとする。

(事情変更による交付決定の取消し等)

- 第15条 公社は、交付決定をした後、天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその他の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(助成事業者情報の変更に伴う届出)

- 第16条 助成事業者は、個人にあつては氏名、申請者住所、対象設備設置場所住所等を、法人及び管理組合にあつては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに助成事業者情報の変更届出書（別記第8号様式）を提出しなければならない。

(助成事業の計画変更に伴う申請)

- 第17条 助成事業者は、次のいずれかに該当する場合のみ、交付決定後、第21条による実績の報告時に、同条第1項に掲げる書類を変更後の内容として提出することで、助成事業の変更を行うことができる。ただし、助成金交付決定通知書に記載のある助成金決定金額の増額はしないものとする。
- 一 助成対象設備の型式を第6条の要件を満たす範囲で変更する場合。
 - 二 助成対象経費を変更する場合。

(一般承継による助成事業者の地位の承継)

- 第18条 相続、法人の合併又は分割（以下「一般承継」という。）により助成事業者の地位の承継があった場合に、助成事業者としての地位を継続して保持しようとする者（以下「一般承継事業者」という。）は、速やかに一般承継による助成事業者の地位承継届出書（別記第9号様式）を公社に提出しなければならない。ただし、助成対象設備の設置日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数が経過するまでの期間（以下「法

- 定耐用年数の期間」という。)後に一般承継による助成事業者の地位の承継があった場合を除く。
- 2 一般承継による助成事業者の地位の承継があった場合に、助成事業者としての地位を継続して保持しようとしないう者(以下「辞退者」という。)は、速やかに一般承継による助成事業者の地位承継辞退申請書(別記第10号様式)を公社に提出しなければならない。ただし、助成対象設備の設置日から法定耐用年数の期間後に一般承継による助成事業者の地位の承継があった場合を除く。
 - 3 公社は、第22条に基づき本助成金が支払われる前に前項の申請を受けた場合は、助成事業を廃止し助成事業者の地位を辞退することを承認し、速やかに辞退者に承認を通知するものとする。
 - 4 公社は、第22条に基づき本助成金が支払われた後に第2項の申請を受けたときは、辞退者に対し、助成金等交付財産の処分承認基準(平成26年4月1日付26都環総地第6号)第3-2に定める方法により算出した額(以下「算出金」という。)を請求するものとする。
 - 5 辞退者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
 - 6 公社は、前項の規定により辞退者から算出金の納付を受けたときは、助成事業者の地位を辞退することを承認し、速やかに辞退者に承認を通知するものとする。
 - 7 公社が第1項の届出書を受理した場合、本交付要綱上「助成事業者」とあるのは「一般承継事業者」と読み替えて、各規定を適用する。

(契約等による助成事業者の地位の承継)

- 第19条 助成事業者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等(以下「契約等」という。)により助成事業者の地位の承継を行おうとする場合、速やかに契約等による助成事業者の地位承継承認申請書(別記第12号様式)を公社に提出しなければならない。ただし、助成対象設備の設置日から法定耐用年数の期間後に契約等による助成事業者の地位の承継を行う場合を除く。
- 2 公社は、前項の申請を受けたときは、地位の承継を承認する場合にあっては、契約等による助成事業者の地位承継承認通知書(別記第13号様式)により、不承認とする場合にあっては助成事業者の地位承継不承認通知書(別記第14号様式)により、申請者に通知するものとする。
 - 3 前項において、公社が契約等による助成事業者の地位の承継を承認した場合は、本助成金の交付に伴う全ての権利及び義務は契約等により助成事業者の地位を承継した者(以下「承継者」という。)に移転するものとし、本交付要綱上「助成事業者」とあるのは「承継者」と読み替えて、各規定を適用する。
 - 4 住宅供給事業者(住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。)が助成対象設備を設置した新築分譲住宅等を販売する場合は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に前項に規定する内容を記載するものとし、承継者がこの内容に反することがないように、公社の求めに応じ、協力しなければならない。

(助成事業の廃止)

- 第20条 助成事業者は、助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止届出書(別記第15号様式)を公社に提出しなければならない。
- 2 公社は、前項の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めるとき

は、当該申請に係る助成事業の廃止を承認するものとする。

(実績の報告)

第 21 条 助成対象者又は助成事業者は、次の各号に掲げる助成対象経費に応じて、当該各号に掲げる時期に、助成事業実績報告書（別記第 3 号様式または第 4 号様式）及び別表 2 に掲げる書類（以下これらを「助成事業実績報告書等」という）を公社に提出しなければならない。

一 第 12 条第 1 項の規定により公社が交付決定をした日より後に、当該助成対象設備の売買契約又はリース契約を締結するもの 令和 7 年 9 月 30 日まで

二 第 8 条の規定による交付申請があった後、第 12 条の規定により公社が交付決定をする日より前に、当該助成対象設備の売買契約又はリース等の契約を締結し、工事に着手したもの 交付決定日以降、令和 7 年 9 月 30 日まで

三 当該助成対象経費が第 5 条第 2 項に該当する経費であって、第 8 条第 1 項の助成金の交付申請時に既に当該助成対象設備が設置されているもの 助成金の交付の申請を行う日と同じ日

四 当該助成対象経費が第 5 条第 2 項に該当する経費であって、第 8 条第 1 項の助成金の交付申請時には、まだ当該助成対象設備が設置されていないもの 令和 7 年 9 月 30 日まで

2 前項の規定による提出について、天災地変その他助成事業者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期日までに行うものとする。

(助成金の額の確定及び助成金の交付)

第 22 条 公社は、前条第 1 項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第 12 条第 1 項による交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を決定し、速やかに助成金確定通知書（別記第 17 号様式）により当該助成事業者へ通知し、本助成金を支払うものとする。

(財産の管理)

第 23 条 助成事業者は、取得財産等について、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。この場合、取得財産等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善に係る措置をとらなければならない。

(財産の処分)

第 24 条 助成事業者は、助成対象設備の設置日から法定耐用年数の期間において、助成事業により取得した助成対象設備の処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいい、助成事業者の地位を移転しないものをいう。以下同じ。）をしようとする場合は、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。

2 助成事業者は、前項の承認を受けようとするときは、取得財産等処分承認申請書（別記第 18 号様式）を、公社に提出するものとする。

3 公社は、第 22 条に基づき本助成金が支払われる前において、前項の申請を受けた場合は、処

分を承認し、速やかに助成事業者に承認を通知するものとする。

- 4 公社は、第 22 条に基づき本助成金が支払われた後において、第 2 項の申請を受けたときは、助成事業者に対し、算出金を請求するものとする。
- 5 助成事業者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 6 公社は、前項の規定により助成事業者から算出金が納付されたときは、処分を承認し、速やかに助成事業者に承認を通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 25 条 公社は、助成事業者が次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 助成事業者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
 - 二 助成事業者が交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
 - 三 本交付要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき。
- 2 公社は、前項の規定による取消しを行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
 - 3 公社は、第 1 項の規定による取消しをしたときは、速やかに当該助成事業者に通知するものとする。

(本助成金の返還)

第 26 条 公社は、助成事業者に対し、第 15 条又は前条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を定めて、当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 公社は、本助成金の支払い後、当該本助成金の交付額が、実施要項第 4 4 及び本交付要綱第 7 条に定める額を超えたことが判明した場合は、当該本助成金に係る助成事業者に対し、期限を定めて、当該超過した額の返還を請求するものとする。
- 3 助成事業者は、前 2 項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
- 4 前項の規定は、次条第 1 項の規定による違約加算金の請求及び第 28 条第 1 項の規定による延滞金の請求をした場合に準用する。

(違約加算金)

第 27 条 公社は、第 25 条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第 1 項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(延滞金)

第 28 条 公社は、助成事業者に対し、第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(他の助成金等の一時停止等)

第 29 条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

(助成事業の経理)

第 30 条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

2 助成事業者は、前項の書類について、第 21 条第 1 項に規定する助成事業実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度の終了の日から 15 年間保存しておかなければならない。ただし、天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合はこの限りでない。

(調査等)

第 31 条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業に関し報告を求め、助成事業者の助成対象設備が設置されている住宅等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、助成対象設備が設置されている住宅等への立入り又は物件の調査を受けたときは、これに応じなければならず、及び同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

(指導、助言等)

第 32 条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(個人情報の取扱い)

第 33 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者（申請をした助成対象者を含む。以下この条において同じ。）の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国、地方公共団体等（以下「国等」という。）が行う補助金等その他の補助金の交付事業に関わる目的にのみ使用する。

- 2 公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者が国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集することができる。
- 3 前2項及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成事業者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集してはならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第34条 次の各号に掲げる本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 一 第8条第1項の規定に基づく本助成金の交付の申請、同条第2項の規定に基づく機器貸与者と機器使用者の本助成金の共同申請及び同条第3項に基づく機器貸与者と機器使用者の共同の申請等
- 二 第10条第1項の規定に基づく手続代行者による交付の申請
- 三 第14条第1項の規定に基づく助成金交付申請の撤回の届出
- 四 第16条の規定に基づく助成事業者情報の変更の届出
- 五 第18条第1項の規定に基づく一般承継による助成事業者の地位承継の届出
- 六 第18条第2項の規定に基づく一般承継による助成事業者の地位承継辞退の届出
- 七 第19条第1項の規定に基づく契約等による助成事業者の地位承継の承認申請
- 八 第20条第1項の規定に基づく助成事業の廃止の届出
- 九 第21条第1項の規定に基づく助成事業の実績の報告
- 十 第24条第2項の規定に基づく取得財産等の処分の承認の申請

(その他)

第35条 本交付要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

- 2 本事業に係る都から公社への委託の終了後は、本交付要綱において公社が行うこととされている各手続等については、都が行うものとする。

附 則 (令和4年9月5日付4都環公温地第1312号)

本交付要綱は、令和4年9月5日から施行する。

附 則 (令和5年1月31日付4都環公温地第2671号)

- 1 本交付要綱は、令和5年1月31日から施行する。
- 2 令和5年1月30日までに旧要綱(令和4年9月5日付4都環公地温地第1312号による制定の熱と電気の有効利用促進事業助成金交付要綱をいう。以下同じ。)第8条に基づいて交付申請をした者に対する本助成金の交付に関する必要な手続等(以下「旧交付手続等」という。)への熱と電気の有効利用促進事業助成金交付要綱の適用については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、本交付要綱第5条第1項第二号の規定については、旧交付手続等にも適用するものとする。

- 3 旧交付手続等のうち、令和5年1月30日までに申請のあった旧要綱第20条第1項の規定による助成事業の廃止の申請については、前項の規定にかかわらず、本交付要綱の施行日以降は旧要綱第20条第3項の規定は適用しない。

【別表1】（熱利用機器）

	必要書類	申請者種別				備考
		個人・法人		共同申請 (リース事業者)		
		個人	法人	個人	法人	
1	助成金交付申請書	○	○	○	○	
2	助成申請者（個人）本人確認書類	○		○		①運転免許証②健康保険証(後期高齢者医療被保険者証)③住民基本台帳カード④日本国パスポート⑤外国人登録証明書、在留カード又は特別永住者証明書⑥身体障害者手帳⑦療育手帳⑧精神障害者保健福祉手帳⑨運転経歴証明書⑩マイナンバー個人番号カードのうちいずれか一つ
3	助成申請者（法人）実在証明書類		○		○	商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人の印鑑証明書のうちいずれか一つ
4	設置予定機器の所有者（リース事業者等）実在証明書類			○	○	
5	助成対象設備要件に適合することを証明する書類	○	○	○	○	製品カタログ等 製品カタログがない場合は、製品の仕様書やホームページの商品紹介ページ等を提出すること。
6	地中熱利用システムの確認書類	○	○	○	○	地中熱利用システムのみ 系統図又は配管図(クローズドループ型と分かるように図示すること、熱の流れも図示すること。)
7	設置予定機器の見積書	○	○	○	○	対象機器のシステム型番を明記する 太陽熱利用システムは、システム型番と併せて、集熱器(集熱パネル)の型番、補助熱源機の型番、蓄熱槽の型番も記載すること。
8	重要事項説明書等（案）		○			※住宅供給事業者が販売するために設置した場合
9	その他公社が審査に必要と認める書類	○	○	○	○	公社の指示に従い提出すること。

【別表1】(太陽光発電システム※) ※エコキュート導入住宅

	必要書類	申請者種別				備考
		個人・法人		共同申請 (リース事業者)		
		個人	法人	個人	法人	
1	助成金交付申請書	○	○	○	○	
2	太陽光発電システム設置概要書(指定様式)	○	○	○	○	
3	助成申請者(個人)本人確認書類	○		○		
4	助成申請者(法人)実在証明書類		○		○	
5	太陽光発電システムの所有者(リース等の事業者等)実在証明書類			○	○	
6	太陽光発電システムの見積書	○	○	○	○	
7	助成対象住宅の登記事項証明書	△	△	△	△	既存住宅として申請する場合に限る。
8	リース申込書・リース見積書			○	○	太陽光発電システムに係るリース契約を締結しようとする場合に限る。
9	太陽光発電システム設置に係る決議書又はこれに代わるもの	△	△	△	△	集合住宅の共用部設置の場合に限る。
10	エコキュート・ハイブリッド給湯器システム概要書(別紙)	○	○	○	○	
11	エコキュートの保証書、領収書、銘板写真(貯湯、ヒートポンプ)のいずれか	○※	○※	○※	○※	※令和4年9月30日までに設置済みの場合。 保証書または領収書を提出の場合は設置日、システム型番がわかること。
12	エコキュートのシステム型番のわかる仕様書または取扱説明書	○※	○※	○※	○※	※令和4年9月30日までに設置済みで銘板写真を提出する場合に提出。
13	エコキュートのカタログ	○※	○※	○※	○※	以下の場合に提出 ①令和4年10月1日以降設置の場合

						②令和4年9月30日までに契約をし、未設置の場合 ③令和4年9月30日までに設置済みで銘板写真を提出する場合で仕様書、取扱説明書が提出できない場合
14	エコキュートの契約書	○ ※1	○ ※1	○ ※1,2	○ ※1,2	※1 令和4年9月30日までに契約をし、未設置の場合 ※2 リース申込書
15	その他公社が審査に必要と認める書類	○	○	○	○	公社の指示に従い提出すること。

【別表1】（太陽光発電システム※）※ハイブリッド給湯器導入住宅

	必要書類	申請者種別				備考
		個人・法人		共同申請 (リース事業者)		
		個人	法人	個人	法人	
1	助成金交付申請書	○	○	○	○	
2	太陽光発電システム設置概要書（指定様式）	○	○	○	○	
3	助成申請者（個人）本人確認書類	○		○		
4	助成申請者（法人）実在証明書類		○		○	
5	太陽光発電システムの所有者（リース等の事業者等）実在証明書類			○	○	
6	太陽光発電システムの見積書	○	○	○	○	
7	助成対象住宅の登記事項証明書	△	△	△	△	既存住宅として申請する場合に限る。
8	リース申込書・リース見積書			○	○	太陽光発電システムに係るリース契約を締結しようとする場合に限る。
9	太陽光発電システムの設置に係る決議書又はこれに代	○※	○※	○※	○※	※共用部設置の場合に限る。

	わるもの					
10	エコキュート・ハイブリッド給湯器システム概要書(別紙)	○	○	○	○	
11	ハイブリッド給湯器の保証書、領収書、銘板写真(貯湯、ヒートポンプ)のいずれか	○※	○※	○※	○※	※申請時に設置済みの場合。保証書または領収書を提出の場合はシステム型番がわかること。
12	ハイブリッド給湯器のシステム型番のわかる仕様書または取扱説明書	○※	○※	○※	○※	※申請時に設置済みで銘板写真を提出する場合に提出。
13	ハイブリッド給湯器のカタログ	○※	○※	○※	○※	以下の場合に提出 ①申請時に未設置の場合 ②申請時に設置済みで銘板写真を提出する場合で仕様書、取扱説明書が提出できない場合
14	その他会社が審査に必要と認める書類	○	○	○	○	会社の指示に従い提出すること。

【別表2】(熱利用機器)

	必要書類	申請者種別				備考
		個人・法人		共同申請（リース事業者）		
		個人	法人	個人	法人	
1	助成事業実績報告書	○	○	○	○	
2	設置機器の売買等契約書 (写し)	○	○			売買等契約書の日付が交付決定日より後のものであること。
3	設置機器のリース契約証明書類			○	○	リース契約書の日付が交付決定日より後のものであること。
4	設置機器の領収書(写し)・ 領収書の内訳	○	○	○	○	領収書の日付が交付決定日より後のものであること。
5	設置機器の保証書(写し)	○	○	○	○	保証書の提出が困難な場合は、機器の販売元等が申請者あてに発行する「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること。
6	機器を設置した建物及び設置機器から供給される熱を利用する住宅の全景写真	○	○	○	○	
7	地中熱利用システムの確認書類	○	○	○	○	地中熱利用システムのみ 系統図又は配管図(クローズド ループ型と分かるように図示 すること、熱の流れも図示す ること。)
8	地中熱交換器が埋設されていることが分かる写真	○	○	○	○	地中熱利用システムのみ
9	設置機器の設置状態を示す 写真	○	○	○	○	
10	設置機器の型番及び製造番号(銘板)を示す写真	○	○	○	○	
11	重要事項説明書等		○※			内容が確定されたものであること。 ※住宅供給事業者が販売するために設置した場合

12	通帳・口座証明書	○	○	○	○	
13	集合住宅確認書類	○	○	○	○	地中熱利用システムのみ 販売用チラシ、建築計画書や平面図の写しで総戸数が確認できるもの
14	その他公社が審査に必要と認める書類	○	○	○	○	公社の指示に従い提出すること。

【別表 2】（太陽光発電システム）

	必要書類	申請者種別				備考
		個人・法人		共同申請 (リース事業者)		
		個人	法人	個人	法人	
1	実績報告書	○	○	○	○	
2	太陽光発電システム設置概要書（指定様式）	○	○	○	○	
3	太陽光発電システムの設置に係る工事請負契約書または売買契約書（写し）	○	○	○	○	契約書の日付が交付決定日より後のものであること。
4	太陽光発電システムの領収書・領収書の内訳（写し）	○	○	○	○	領収書の日付が交付決定日より後のものであること。
5	太陽電池発電システムの保証書（写し）	○	○	○	○	モジュール及びパワーコンディショナの保証書
6	太陽電池モジュールの出力対比表	△	△	△	△	モジュールの保証書において必要項目が確認できない場合に限る。
7	接続契約のご案内（写し）	○	○	○	○	
8	太陽光発電システムを設置した助成対象住宅の全景写真	○	○	○	○	
9	太陽電池モジュールの設置完了後の写真	○	○	○	○	
10	太陽電池モジュールの割付図	○	○	○	○	
11	通帳・口座証明書	○	○	○	○	
12	リース等の契約証明書類			△	△	太陽光発電システムに係るリース契約を締結

						した場に限る。 リース等の契約書の日付が交付決定日より後のものであること。
13	エコキュートまたはハイブリッド給湯器の保証書もしくは領収書	○※	○※	○※	○※	※以下の場合に提出 ①エコキュートを令和4年10月1日以降設置の場合、令和4年9月30日に契約済みで交付申請時に未設置だった場合 ②ハイブリッド給湯器を申請後に設置の場合 設置日、システム型番がわかること
14	その他公社が必要と認める書類	○	○	○	○	公社の指示に従い提出すること。